

- ●リストには次のようなものが 掲載されています。
- ・侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、 農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある 外来種を選定しています。
- ・外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象以外の外来種も幅広く選定しています。
- ・国外由来の外来種だけでなく、国内由来の外来種 も対象としています。
- ●対策の方向性を示すカテゴリに 区分しています。
- ●掲載種は種類ごとに次のような情報が 整理されています。
- ・選定理由や侵略性の評価
- ・定着段階と定着段階ごとの対応目標
- ・日本における分布状況
- ・植物には、特に問題となる地域や環境
- ・利用されている種類には、利用状況や利用上の留 意事項 など
- ●こうしたことを踏まえ、さまざまな主体に 適切な行動を呼びかけるものです。

※2005年に公表された「要注意外来生物」は生態系被害防止外 来種リストにより発展的に解消されます。 外来種は私たちの日常生活や社会と 密接に関わりがあります。

外来種による生態系等への被害を防止するために…

外来種被害予防三原則



悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から 非分布域へ「入れない」。



捨てない



「飼養・栽培している外来種を適切 に管理し、「捨てない」(逃がさない・ 放さない・逸出させない)。

3 拡げない

既に野外にいる外来種を他 地域に「拡げない」(増やさ ない)。



「外来種被害防止行動計画」では、この三原則のほか、 外来種対策の基本的考え方を詳しく整理しています。

対策の検討・実施にあたっては、行動計画で整理されている各主体の役割や対策の優先度の考え方に基づいて行われることが期待されます。

地球のいのち、つないでいてう

生物多様性

詳しくはウェブサイトをご覧ください

http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/gairailist.html 発行日: 平成 27 年 3 月 編集・発行: 環境省自然環境局



生態系被害防止外 来種 リスト

正式名称: 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

もともとはいなかった地域に、人間によって持ち込まれた生物を「外来種 | といいます。

外来種の中には、生態系や人の生命・身体、農林水産 業などに被害を及ぼすものがあります。そして今、それ が大きな問題になっています。





このリストは我が国の生物多様性の保全に向け、 愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参 画により外来種対策が進展することを目的に作成さ れました。

リスト掲載種のカテゴリ区分

一どんな行動が必要??-

計 429 種類

定着予防外来種(定着を予防する外来種)

必要性が掲げられています。

101種類

国内に未定着のもの。

どんな行動が必要?⇒何より定着させないことが重要!導入の予防や 水際での監視による侵入防止、管理下にあるものは野外への逸出・ 定着の防止、野外で発見した場合には早期防除が必要です。

侵入予防外来種

その他の定着予防外来種

総合対策外来種(総合的に対策が必要な外来種)

310種類

18 種類

国内に定着が確認されているもの。

どんな行動が必要?⇔各主体における防除や、遺棄・導入・逸出防止のため の普及啓発など、総合的に行うことが必要です。

このうち、「緊急対策外来種」「重点対策種」は大きな被害が予想され、特に「緊 急対策外来種 | は、様々な主体による積極的な防除が急がれるものです。

緊急対策外来種

重点対策外来種

その他の総合対策外来種

産業管理外来種

(適切な管理が必要な産業上重要な外来種)

産業又は公益的役割において重要で、代替性がないもの。

どんな行動が必要?⇒利用にあたっては適切な管理を行うことが必 要です。種ごとに示している利用上の留意事項に沿って適切な管理 を行うことが期待されます。

定着予防外来種



ヒアリ (アカヒアリ)

- 南米原産
- 未定差
- ・在来種との競合や捕食、毒による人体 への被害。
- ・海外では、輸入品等に付着して分布を 拡大したといわれている。



外国産カブトムシ、クワガタムシ

- ・カブトムシは約1000種、クワガタム シは約1200種が世界に分布
- ・在来種との競合に加え、クワガタムシ は在来クワガタムシとの交雑のおそれ
- ・大量に輸入され、流通している。野外 に逃がさないことが必要。

総合対策外来種



アライグマ

- · 北米原産
- ・分布拡大期~まん延期(ほぼ全国)
- ・在来種の捕食等による牛熊系への被 害や、農作物の食害等。
- かつてはペットとして流通していた。 各地で対策が実施されている。



伊豆諸島などのニホンイタチ

- ・本州、四国、九州などに在来分布
- ・北海道、伊豆諸島、南西諸島で問題 となっている。
- ・小型哺乳類や鳥類等の在来種の捕食
- ・かつてネズミ駆除や毛皮の目的で導 入された。



インドクジャク

- ・インド、スリランカ等原産
- ・分布拡大期~まん延期(愛媛、小豆島、 大隅諸島、先島諸島等)

緊急対策外来種

- ・在来の植物や小動物などの捕食等に よる生態系への被害。
- ・各地で観賞用に飼育されている。逸 出しないよう十分注意し、野外に逃 がさないことが必要。

アカミミガメ

- · 北米原産
- ・分布拡大期~まん延期(小笠原以外
- ・水草の採食や在来カメとの競合、レ ンコンの食害等。
- ・大量に輸入・流通しており、ペットと して広く飼育されている。野外に逃が さないことが必要。



グッピー

掲載種の例

- ・ベネズエラ、ガイアナ原産
- ・小笠原・南西諸島で特に問題
- ・在来小型魚類との競合や捕食等。
- ・観賞魚として広く流通している。南西 諸島や、温泉水の川で定着が見られ る。こうした場所では特に放流しない



ウチワサボテン

- アメリカ大陸原産
- ・分布拡大期~まん延期
- ・海岸の砂浜や河川等における在来種 との競合等。
- たものが捨てられるなどして定着した ことが重要。



オオバナミズキンバイ

- · 南米、北米南部原産
- ·定着初期/限定分布(滋賀県琵琶湖
- ・在来水草との競合や在来の近縁種と の交雑による遺伝的攪乱。
- ・近年定着が確認され、琵琶湖では急 速に分布を拡大している。



白山などの高山帯のコマクサ

- ・北海道、本州中北部の高山の砂礫地 などに在来分布。
- ・白山や北海道の樽前山、羊蹄山など で問題となっている。
- ・園芸用にも流通しており、不要になっ ・在来種との競合や交雑による遺伝的
- と考えられる。野外に捨てたりしない ・市販品が流通、販売されている。産地 が異なるものなどを持ち込むべきでは

産業管理外来種



セイヨウオオマルハナバチ

- ヨーロッパ原産
- ·定着初期/限定分布(北海道)
- ・在来マルハナバチ類との競合や交雑 による駆逐、盗密による在来植物の 種子生産の阻害等。
- ・トマト等の作物の花粉媒介を行う園 芸資材として利用。外来生物法を遵 守する。



ニジマス

- ・アメリカ太平洋岸、カムチャツカ半島 原産
- ・分布拡大期~まん延期(北海道、長
- ・在来魚類との競合や捕食のおそれ。 特に北海道では在来サケ科魚類との
- ・食用、釣り用として、古くから大量に 養殖・放流されている。これ以上分布 拡大しないよう注意が必要。

